

令和8年8月26日

各 位

館山商工会議所
会 頭 安 田 信 之

「令和8年8月千葉豪雨 災害義援金」へのご協力をお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会議所の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年8月13日から14日にかけて発生した集中豪雨「令和8年8月千葉豪雨」では、千葉県内各所に甚大な被害がもたらされました。被災された方々の支援や被災地の復旧・復興に役立てていただくため、千葉県が設けた義援金口座を通じて義援金の寄付を行いたいと存じます。

今般、(一社)千葉県商工会議所連合会が義援金受け入れの取扱いをいたしますので、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 金 額 1口 1,000円

2. 振 込 先 千葉銀行 中央支店 普通預金 **4619683**
(口座名義) 令和8年8月千葉豪雨災害義援金
 一般社団法人 千葉県商工会議所連合会

***千葉銀行本支店窓口をご利用の場合、振込手数料は無料です。また、現金振込200万円以下の場合、所定の本人確認は省略されます。**

***ATM、インターネットバンキングからのお振込みにつきましては、通常の振込手数料がかかりますので、ご注意ください。**

3. 取扱期間 令和8年9月1日(火)から令和8年11月6日(金)まで

4. 本義援金の寄贈先 令和8年8月千葉豪雨災害義援金(千葉県による募集口座)

5. 税制上の取扱い 本義援金は、所得税法第78条第2項第1号「特定寄附金」及び法人税法第37条第3項第1号の「国等に対する寄附金」に該当します。
なお、当連合会および千葉県からの領収証は発行されませんので、振込領収書ならびに本趣意書を、申告時まで大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

以 上